

大分県動物愛護管理推進計画の概要

一人と動物が 愛情豊かに 安心して暮らせる 大分県をめざして

第1章 動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針

1 大分県動物愛護管理推進計画策定の背景

平成17年6月に「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正され、国が平成18年10月に策定した「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本指針」に即して、県は動物愛護管理推進計画を策定することとなりました。

2 大分県動物愛護管理推進計画策定の目的

本計画は動物の愛護及び管理に関する基本目標や数値目標を明確化するとともに、目標達成の手段及び実施主体の設定等を行うことにより、計画的かつ統一的に施策を遂行することを目的とします。

3 大分県の動物愛護管理の現状及び課題

(1) 犬の登録頭数及び狂犬病予防注射実施状況

犬の室内飼養の増加が見込まれ、未登録犬の増加と狂犬病予防注射実施率の低下が懸念されます。

(2) 犬・ねこの殺処分頭数

平成18年度の犬・ねこの殺処分頭数は約5300頭で、犬は減少傾向にあるものの、ねこは微増傾向にあります。

(3) 犬・ねこに関する苦情・相談

犬・ねこに関する苦情・相談件数の推移をみると、犬については減少傾向、ねこについては増加傾向にあります。

(4) 犬の咬傷事故

犬の咬傷事故件数は年度毎に変動があるものの、減少傾向にあります。

(5) 大分県動物愛護推進員

平成19年度までに、県が委嘱した大分県動物愛護推進員は37人で、今後も動物愛護推進員にふさわしい人材の掘り起こしと養成が必要です。

4 大分県の基本目標及び数値目標

本計画では、人と動物が愛情豊かに安心して暮らせる大分県をめざして、基本目標及び数値目標を次のように定めることとします。

基本目標

- ① 動物を愛護し、動物との暮らしを楽しみ、動物の終生飼養に責任をもつ。
【数値目標】 犬・ねこの殺処分頭数を10年間で半減させる。
(平成18年度殺処分頭数5,327頭を2,600頭に減少)
- ① 動物の特性や飼い方、しつけの方法を理解し、他人に被害や迷惑をかけない飼養をする。
【数値目標】 犬・ねこの苦情・相談件数を10年間で半減させる。
(平成18年度苦情件数7,871件を3,900件に減少)
- ② 各地域で動物愛護管理の取組をする人材を増やし、動物を愛する人々が共感をし、協働する。
【数値目標】 大分県動物愛護推進員を10年後に現在の37人から100人にします。

5 計画期間

平成20年4月1日から平成30年3月31日までの10年間とします。

第2章 動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項

1 適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保

(1) 終生飼養の推進、遺棄及び虐待防止

県は、動物を飼う前の心構え、終生飼養、遺棄・虐待の防止、不妊措置の実施、犬の放し飼いの防止及びねこの室内飼養等の啓発及び指導を行うとともに、大分県動物の愛護及び管理に関する条例第8条に違反した放し飼いの犬について収容を行います。

また、犬の引取り手数料の徴収を、なるべく早い時期に実施したいと考えています。

(2) 収容した犬の返還の促進

犬の鑑札・狂犬病予防注射済票の首輪への装着、マイクロチップ等の所有明示や行方不明の申し出について啓発を強化するとともに、収容した犬の情報等を大分県動物管理所のホームページに掲載し、犬の返還の促進に努めます。

(3) 犬・ねこの譲渡の促進

県は、大分県動物管理所での子犬の譲渡会の開催等の譲渡の推進を図るとともに、犬の譲渡後の飼養状況の確認、譲渡希望者の事前指導の強化、譲渡犬の管理施設の改善等を実施していきます。また、ねこの譲渡会の実施について検討します。

(4) 狂犬病予防法に基づく飼い犬の登録及び狂犬病予防注射の徹底

県、市町村及び(社)大分県獣医師会が協力し、県民に対する啓発と指導を強化します。動物取扱業者は、犬の販売時に犬の登録と狂犬病予防注射の実施義務について、飼い主に文書を交付して説明しなければなりません。

(5) 人と動物の共通感染症その他動物がかかるおそれの高い疾病等の対策

県は、各種行事、パンフレット及びホームページ等で啓発に努めます。
(社)大分県獣医師会、動物取扱業者も診療や販売の機会を捉えて正確な情報提供に努めます。

2 動物による危害や迷惑問題の防止

県は、ふん尿による被害の防止ため、犬の散歩中のふんの放置の禁止、ねこの室内又は敷地内での飼養等の指導・啓発を強化します。また、「ワンワンの日」・犬のふん放置防止キャンペーンの日(毎月11日)に愛犬家の参加を呼びかけます。

また、市町村、(社)大分県獣医師会、大分県動物愛護推進員、動物取扱業者等と協働して、しつけの必要性を啓発するとともに、県内各地域でしつけ教室を実施します。

3 所有明示(個体識別)措置の推進

県は、狂犬病予防法に基づく犬の鑑札・狂犬病予防注射済票、マイクロチップ等の装着について、市町村、(社)大分県獣医師会等と連携し、普及・啓発・指導を行います。

4 動物取扱業の適正化

保健所が動物取扱業者の立入調査及び指導を実施するとともに、無登録業者の一掃に努めます。また、毎年、動物取扱責任者研修会を実施し、動物取扱業者の遵守事項の周知徹底を図ります。

5 実験動物の適正な取扱いの推進

県は、実験動物飼養施設の管理者と情報交換を行い、動物の愛護及び管理に関する法律第41条及び「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」の遵守等について周知します。

第3章 動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項

1 動物愛護及び管理に関する教育の充実

「動物愛護週間」（9月20～26日）を中心に、県教育委員会や学校、ボランティアの協力を得ながら、保健所が「動物愛護なかよし教室」等を実施します。

2 啓発活動の充実・強化

県は、広報誌、ホームページ等による啓発及び情報発信を積極的に行うとともに、市町村、マスコミ、（社）大分県獣医師会及び大分県動物愛護推進員等との連携を強化し、啓発活動の充実・強化を図ります。

さらに、県は、平成20年度から、「動物愛護週間」の中央行事として、動物愛護のためのフェスティバルを実施します。

第4章 動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備に関する事項

県は、平成19年度までに37人の大分県動物愛護推進員を委嘱しており、研修と活動報告会を実施して資質の向上、情報交換及び連携の強化を図っています。今後も、大分県動物愛護推進員の委嘱を行い、10年後は100名体制を目指します。

また、平成20年度に動物の愛護及び管理に関する法律第39条に規定する大分県動物愛護推進協議会を設置し、県の施策の評価や助言、動物愛護推進員の委嘱の推進、動物愛護推進員の活動支援のためのネットワークづくりを行います。

第5章 その他動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために必要な事項

災害の発生に備え、県は、市町村、（社）大分県獣医師会等と連携し、災害時の動物救護本部の設置などの体制整備、収容施設の想定、収容設備の準備、災害時の一般家庭での受け入れ及び動物救済ボランティア等の人材の確保を行います。

また、特定動物の管理者に、災害時における逸走予防策を講ずるとともに、逸走時の緊急連絡体制及び保護収容体制の整備を指導します。